

# 事業実施にあたっての留意事項

## 1 実績報告

事業の実施及び報告等については、「補助金交付要領」及び「補助事業実施の手引き」に基づき、適正に実施していただきますようお願いします。

事業対象期間は、交付決定日から令和3年9月30日（木）までで、事業が完了した時は、その日から20日後までに、実績報告書（第6号様式）及び支出証拠書類を提出してください。実績報告書の最終提出期限は、令和3年10月20日（水）となっておりますが、事業が完了したら、できり限り早期提出をお願いします。

なお、実績報告書の提出がない場合は、補助金を支払うことができません（同様に、概算払いを行った場合には補助金の返還を求めます）ので、ご注意ください。

実績報告書の作成・提出にあたっては、事務局（三重県産業支援センター）にお問い合わせいただくか、地域の商工会・商工会議所にご相談ください。

## 2 補助金の支払い

補助金は、通常は事業が完了した後に支払う精算払が基本ですが、今回は例外として、必要と認められる場合には、交付決定額の2分の1を上限として概算払を受けることができます。その場合には、概算払請求書（第7号様式の2）を下記まで提出してください。

## 3 三重県版経営向上計画について

補助金申請時に作成した経営向上計画書（第1号様式の2）に基づいて、「三重県版経営向上計画（ステップ2）」を作成し、できる限り早期に提出してください。（遅くとも、令和3年9月30日（木）までに申請書を提出してください。）

<問い合わせ先>

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地（合同ビル5階）

公益財団法人三重県産業支援センター

事業継続補助金担当

TEL 059-253-2760

FAX 059-228-3800

メール keizoku@miesc.or.jp

HP 三重県産業支援センター (<http://www.miesc.or.jp>) の「補助金・助成金」ページ

※各種様式については、ホームページからダウンロードしてください。